

ごきょうだい児の入会のお手続き方法

すでに入会しているお子さんがいて、新たにごきょうだいを入会する際の手続きについてご説明します。

①**会員専用サイトにログイン**をしてください。

<https://florence-byo.force.com/members/MembershipsiteLogin>

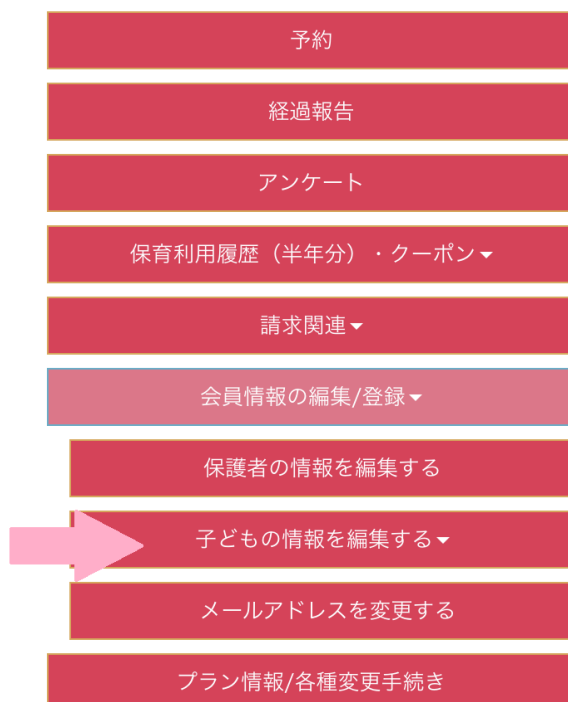
※ご注意※

ごきょうだいの新規入会については、すでにご入会されているお子さんのきょうだい児としてご登録が必要となります。フローレンスの病児保育のWEBサイトの<入会する>から手続きをすると新規の登録になってしまうため、以下の手順に沿って**必ず会員専用サイトより手続き**をお願いします。

②**【会員情報の編集/登録】**をクリックします。



③**【子どもの情報を編集する】**をクリックします。



④**【新しく子ども情報を登録する】**をクリックし、必要事項を入力してください

- 会員情報の編集/登録▼
- 保護者の情報を編集する
- 子どもの情報を編集する▼
- フローレンス 花子**
- 新しく子ども情報を登録する
- メールアドレスを変更する
- プラン情報/各種変更手続き

⑤サイトの下部にある【入力完了】ボタンをクリックし登録を完了してください。

フローレンスの
病児保育

町名・番地

電話番号

例：03-1234-5678

ハイフン付きの半角数字で入力してください

入力完了

メニューに戻る

印刷

※きょうだい割引について※

2人目のご入会は、入会金が50%OFF、3人目以降は無料となります。
※より割引率の高い入会金の【きょうだい児割引】を適用するため、他の提携割引コードとの併用はできません。
※法人プランは適用外となります。

ごきょうだい登録の際、特にごきょうだい割引を利用したい旨を申告いただく必要はありません。
事務局にて、割引を適用させていただきます。